

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和2年9月24日（木） 午後1時30分から
午後3時34分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、後藤慎太郎、古手川正治、嶋幸一、浦野英樹、羽野武男、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 高屋博 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第80号議案のうち本委員会関係部分及び第82号議案から第86号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第4号報告及び第5号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 請願8については、不採択とすべきものと全会一致をもって決定した。
- (4) 第89号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (5) 陳情20について、質疑を行った。
- (6) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について及び大分県行財政改革アクションプランの取組結果についてなど、執行部から報告を受けた。
- (7) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (8) 県外所管事務調査及び参考人の招致について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課調査広報班	主事	麻生ちひろ

総務企画委員会次第

日時：令和2年9月24日（木）13：30～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：30～14：45

(1) 付託案件の審査

第 80号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）

（本委員会関係部分）

(2) 付託外案件の審査

陳 情 20 大分県版まち・ひと・しごと創生事業について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について

③公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の令和元事業年度の業務実績に関する評価結果について

④公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

⑤大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

⑥大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

⑦株式会社大分フットボールクラブの経営状況について

⑧株式会社別府交通センターの経営状況について

⑨一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況について

⑩JR久大本線の復旧について

(4) その他

3 総務部関係

14：45～16：10

(1) 合い議案件の審査（付託委員会：商工観光労働企業委員会）

第 89号議案 大分県産業振興条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 4号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）について
（本委員会関係部分）

第 5号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第5号）について
（本委員会関係部分）

第 80号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）
（本委員会関係部分）

第 82号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
（福祉保健生活環境委員会及び文教警察委員会へ合い議）

第 83号議案 大分県税条例の一部改正について

第 84号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
(農林水産委員会へ合い議)

第 85号議案 大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について
(農林水産委員会へ合い議)

第 86号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
(福祉保健生活環境委員会へ合い議)

請 願 8 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

①公社等外郭団体の経営状況等について

②公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について

③大分県行財政改革アクションプランの取組結果について

④損害賠償の額の決定について

⑤大分県森林環境税報告書～第3期の検証と今後のあり方～について

(4) その他

4 協議事項

16:10～16:15

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査及び参考人招致について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案6件、合議の議案1件、報告2件及び請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

高屋企画振興部長 補正予算の説明に入る前に、審議監の欠席について御報告します。

当部審議監の山田については、8月17日付で福祉保健部審議監を兼務することとなり、現在、主として新型コロナウイルス感染症の対策にあたっています。

そのため、本日は開催時間が重なっている福祉保健生活環境委員会に出席しています。

本来であれば、本委員会に出席すべきところですが、何とぞ、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、企画振興部関係について御説明します。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。左から3列目、補正額（B）の一番下、合計欄にあるとおり、今回、2億9,998万8千円の増額をお願いするものです。

左から2列目、既決予算額（A）の一番下、75億5,151万4千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）＋（B）は78億5,150万2千円となります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響による休館等で収入が減少した総合文化センター及び県立美術館に対し、指定管理委託料の不足分を負担するほか、減少している公共交通利用者の回復を図るため、各交通事業者が取り組む安全・安心対策を支援することなどによるものです。

各事業については、それぞれ担当課長から説明します。御審議のほど、よろしく申し上げます。

柳井芸術文化スポーツ振興課長 令和2年度補正予算に関する説明書（補正第6号）の20ページをお開きください。

芸術文化スポーツ振興課関係の補正予算を説明します。事業名欄の一番上、芸術文化創造発信事業費8千万円です。

これは、県立美術館とiichiko総合文化センターにおける魅力ある事業展開や芸術文化施策の安定的な財源確保に向け、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるものです。

続いて、その下の総合文化センター・県立美術館管理維持体制持続化事業費6,419万9千円についてです。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として、総合文化センター及び美術館が利用自粛又は臨時休館したことにより利用料収入などが減少し、施設の管理・運營業務の継続に支障が生じたため、指定管理の基本協定に基づき、必要な金額を県が負担するものです。

対象期間は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が出始めた令和2年3月から、県民への自粛要請がほぼ解除された6月末までの4か月間です。

負担金の積算方法については、直近の3年間の3月から6月までの収入の平均と、今年の3月から6月までの収入の実績との差額から、休館等により減少した経費を差し引いた金額を施設の管理・運営に不足する費用としています。

県負担金は6,419万9千円で、その内訳は総合文化センター分5,792万8千円、県立美術館分627万1千円となっています。

遠藤交通政策課長 続いて、交通政策課関係の補正予算を説明します。同じページの事業名欄の一番下、新しい生活様式を踏まえた公共交通維持対策事業費1億5,578万9千円についてです。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している公共交通利用者の回復を図るため、各交通事業者が取り組む防護スクリーンの設置などの安全・安心対策を支援するほか、公共交通ネットワークを維持するため、既存の運行費助成制度を拡充し、補助対象から外れる系統に対して特例的に支援を行うものです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情20についてです。

本陳情は、前回の第2回定例会にて本委員会で取り扱った陳情18と同じ内容の陳情ですが、そのときの議事録に虚偽の記載があるため、執行部の対応の検証に加え、議事録についても、新たに検証してほしいというのが今回の内容です。

陳情者は、執行部の説明のくだりがおかしいとの主張のようですが、さきほど私と副委員長とで改めて音源を確認しましたが、不審な点は見当たりませんでした。

この件について、議会事務局議事課長にも同席していただいているので、説明をお願いします。

佐藤議会事務局議事課長 委員会の記録については、大分県議会委員会条例において、委員長は職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させると規定されています。

本議事録は、委員会として慎重に記録したものであり、正しく作成されています。陳情文書にある虚偽の議事録という申立ては、明らかに事実誤認です。

三浦委員長 この陳情について、御意見等はあ

りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別のないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

まず、大分県長期総合計画の実施状況について説明をお願いします。

工藤政策企画課長 お手元の資料の別冊、大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015について、別冊で報告します。

それでは、別冊の1ページをお開きください。指標による評価や、指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が「順調」に進んでいるA評価及び「概ね順調」に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように、58施策で全体の98.3%となっています。

また、「やや遅れている」C評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の進捗状況についてです。これは、プラン2015の各施策に設定された99の目標指標のうち、令和元年度の目標値の設定のある97の目標指標の達成状況を記載したものです。

表の1行目にあるように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としています。97指標のうち、元年度進捗状況が「達成」及び「概ね達成」であったものは、表の上から3行目にあるように、83指標で全体の85.5%となっています。

なお、3ページには、令和元年度に実施した事業の評価結果を記載した主要な施策の成果（事務事業評価）を、332ページ以降には、参考資料として政策・施策ごとの令和元年度の目標値に対する達成度及び最終年度（令和6年

度)の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示しているの、後ほど御覧ください。

4ページにお戻りください。総合評価の一覧表を、4ページに安心、次の5ページに活力、6ページに発展と分野別に掲載しています。

企画振興部では、この中で10の施策を所管しており、目標の達成に向けて取組を進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標、逆に、未達成の指標について、主なものを御説明します。

初めに、目標を達成している指標についてです。

292ページをお開きください。施策名は芸術文化の創造です。II目標指標の県立美術館入場者数が、目標の50万人に対し、実績は53万人、達成率は106%となりました。

これは、ラグビーワールドカップ2019大分開催にあわせ、国内外から訪れた観戦客が日本文化に触れられる機会を創出するため、「The Ukiyo-e 歌川派」展や「日本の美意識一刀剣と金工」展を開催したことなどによるものです。

続いて、312ページをお開きください。施策名はスポーツによる地域の元気づくりです。II目標指標の合宿等受入人数が、目標の6万人に対し、実績は6万3,172人、達成率は105.3%となりました。

これは、スポーツによる地域活性化を推進するため、市町村と協力し、スポーツツーリズムに関する講演会の開催など、地域の特色をいかしたスポーツ合宿誘致などの取組を進めたことによるものです。

次に、未達成の指標について説明します。

136ページをお開きください。施策名は移住・定住のための環境整備とUIJターンの促進です。II目標指標の移住促進策による移住者数が、目標の1,700人に対し、実績は1,395人、達成率は82.1%となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月に予定していた移住相談会

及び合同企業説明会が中止になったことに加え、全国的に人手不足が進み、学生が都市圏の大手企業等に就職したことなどによるものです。

コロナ禍により地方移住への関心が高まる中、福岡の拠点施設dot.（ドット）の活用やオンライン移住相談の実施など、新しい生活様式にも対応しながらしっかりと移住促進に取り組んでいきます。

次に、218ページをお開きください。施策名は戦略的広報の推進です。II目標指標の地域ブランド調査（魅力度ランキング）が、目標の17位に対し、実績は22位、達成率は83.9%となりました。前年の23位から順位を一つ上げたものの、目標を達成できませんでした。

当該調査は、その都道府県の認知度やマスコミへの情報接触度、観光意欲やまちのイメージなどの84の項目をそれぞれランキング化しているもので、魅力度はその指標の一つです。

これまでおんせん県おおいたのイメージを浸透させるため、PR動画などを活用し、認知度向上に努めた結果、おんせん県イコール大分県というイメージは定着しましたが、さらに魅力度・認知度の向上を図るため、首都圏や関西圏等、メディアへのコンタクトを強化するとともに、WebやSNSなどのデジタルメディアを活用した情報発信に取り組んでいきます。

三浦委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

後藤副委員長 説明ありがとうございました。最後の戦略的広報の推進に当てはまるかどうか分からないですが、幸福度ランキングで大分県は3位になっています。総合的に判断された結果が3位だと思いますが、そういうのもしかりアピールするのはいいのではないかなと、今聞いていて思いました。ぜひその辺をしっかりと県民の方に伝わるようにするといいかと思えます。

工藤政策企画課長 ごく最近の調査で、我々職員も非常にうれしいなと思って見ていました。今、世の中にいろんなランキングがあります。中には残念な結果もあるので、一喜一憂することなく、しっかり地に足をつけてやっていき

いと思います。広報広聴課も頑張りますので、よろしくをお願いします。

嶋委員 目標指標を達成している芸術文化推進について、これは目標値を三つ超えています。芸術文化推進の数字は、さきほど説明のあった移住・定住者の数字と違うと思います。引き続き美術館の入場者数の目標達成はもちろん、芸術文化の推進に向け、今後の課題はどこにあると考えますか。

柳井芸術文化スポーツ振興課長 今回のコロナウイルス感染の拡大でも新たに認識したところですが、やはり県民は、今の息苦しい生活の中でも潤いのある豊かな生活を送るため、芸術鑑賞の機会を常に求めていることが分かっています。

私どもとしては、感染拡大防止を徹底し、美術館に来ていただく、また総合文化センターにお越しになり、座席に座ってコンサート、舞台を見ていただく機会を提供し続ける努力をするとともに、これからは新たに、例えば美術館であれば、小学校や地域に出て行き芸術鑑賞の機会を提供するとか、屋外とかインターネット、今ICTを活用したいろんな取組が先進的に行われているので、音楽鑑賞についてもそういったことも取り入れながら、どのような環境にあっても県民の皆さんが質の高い、望む芸術鑑賞をする機会を提供していくための取組を今後は推進していく必要があると認識しています。

嶋委員 入場者数は少ないより多い方がいいですが、やはり芸術文化の推進は数字だけでは測れないものがあるので、幅広くいろんな計画を立てて実施していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

浦野委員 136、137ページのUIJターンの点について、コロナの影響で、テレワークについての理解がいろんな企業に広まったのは事実だと思います。実際、うちの会社はテレワークなんか絶対無理だという会社でも、やってみたらできた。

テレワークの環境は、逆に言うとUIJターンにとってもいさせるかなど。要は、大分拠点で都心だとか他の地域との取引とかがやりやす

くなったのが事実かと思います。テレワークの進展と今後のUIJターンの推進について、何か今後の展望はありますか。

藤川おおいた創生推進課長 委員が言われるように、いろんな企業が取り組み始め、いろんな調査によると、テレワークができるようになったので移住を考えるという回答をされている方も結構増えています。

県も商工観光労働部の予算ですが、テレワークの環境整備で、ホテルとかオフィスビルがテレワークの環境を整えることに補助金を出すような施策も、今回補正予算で提案しており、テレワークを地方でやる人たちを移住につなげていきたいということで頑張っていると考えています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、次の報告に移ります。②から⑨の公社等外郭団体の経営状況等について、一括して説明をお願いします。

工藤政策企画課長 総務企画委員会資料の2ページをお開きください。報告第12号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について御説明します。

まず、3事業内容として、令和元年度の事業実績です。

1の教育の面では、各学科における教育内容の改善や進路支援体制の強化を図り、就職率、進学率ともに目標とした90%を上回り98%程度と、昨年、一昨年に引き続き高い水準を維持し続けています。

また、平成30年度に開講した全学科横断型の学修カリキュラム「アートマネジメントプログラム」も2年を経過して、初の修了生30名を輩出しました。このアートマネジメントプログラムは、芸術家と観客の橋渡し役として、地域で芸術プログラムを展開できる人材、例えば、音楽ホールのマネージャー、文化施設等の専門スタッフなどの養成を念頭に、芸術や音楽の分野の企画や管理運営等のノウハウやスキルの修得を目指すものです。

2の社会貢献について、公開講座や公開授業など、大学の知を地域に還元する取組を継続しています。また、昨年開催されたラグビーワールドカップでは、県や大分市と連携し、様々なイベントに参画しました。

3の施設整備では、美術棟増築や音楽棟改修を昨年度完了し、6年間のキャンパス整備の5年目事業を計画どおりに実施しました。

次に、4元年度決算状況についてです。経常収益は10億4,151万円で、内訳は、県からの運営費交付金4億5,612万円、授業料3億3,307万円などです。

他方、経常費用は10億4,865万円余で、施設整備に伴う備品購入等に充てるため積立金の取崩し1,401万7千円を行った結果、当期総利益は707万1千円となりました。

次に、5問題点及び懸案事項としては、入学生の確保と学生に対する支援、地域社会・産業への貢献の推進、今年度終了予定の施設整備の着実な実施と、このたびの新型コロナを機として感染症対策の強化を図る必要があります。

その対策としては、6に示すとおり、時代のニーズに応じた教育内容の見直し・充実及びコロナ禍の中での学生へのきめ細かな支援、地域住民や各種団体等との協働の推進、魅力あるキャンパス整備の実施等に努めているところです。

続いて、3ページを御覧ください。報告第13号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の令和元事業年度の業務実績に関する評価結果について御説明します。

1にあるとおり、地方独立行政法人法第78条の2に基づき、地方独立行政法人評価委員会が公立大学法人の業務実績を評価し、その結果を設立団体の長（知事）は議会に報告しています。資料には、評価委員会が行った全体評価の結果と主な評価理由を記載しています。

2の評価委員会による令和元年度の評価結果ですが、（1）として「全体として年度計画を順調に実施している」となっており、（2）のとおり、五つの大項目ごとの評価をいただいています。

（3）には、その評価理由として、経営状況

報告でも説明したアートマネジメントプログラムの展開や、高い就職率・進学率、地域に開かれた大学として地域社会へ貢献する取組などがあげられています。

芸術文化短期大学は今後とも、特色あるカリキュラム編成などにより、学生に多様な進路選択の機会を提供しながら、大学の魅力を高め、入学者の確保につなげるとともに、地域社会への貢献に寄与していきます。

柳井芸術文化スポーツ振興課長 続いて、4ページを御覧ください。報告第14号公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について説明します。

まず、2の県出資金ですが5億9,543万8千円で、出資比率100%となっています。

次に、3の事業内容ですが、1の*i i c h i k o*総合文化センターと大分県立美術館の両施設を拠点として、県民の幅広いニーズを踏まえた自主事業の実施などを行っています。

また、2の県民と外国人の相互理解と友好親善を図る国際交流事業も実施しています。

次に、4の元年度決算状況ですが、左側の下から4番目、当期一般正味財産増減額は793万6千円の赤字となっています。

これは、指定管理業務に関するもので、総合文化センターにおける貸館行事が新型コロナウイルスの関係で中止・延期となり、貸館収入と駐車場収入などが減少したことによるものです。

その一つ下、当期指定正味財産増減額は2,466万5千円の黒字となっています。

これは、財団が自主事業として実施したムーミン展や宝塚公演が好評で、それぞれ1千万円を超える黒字決算となったことなどによるものです。

その結果、一番下、当期正味財産増減額は1,672万9千円の黒字となっています。

次に、5の問題点及び懸案事項ですが、主なものとして、一つ目にあるように、県立総合文化センターと県立美術館において、県民の幅広いニーズに応えられる多様な芸術文化事業の展開と健全な財政運営の両立が求められています。

これに対する6の対策及び処理状況ですが、

総合文化センターについては、目標のホール利用率87.0%に対して、新型コロナウイルスの影響で81.2%となりました。また、美術館については、3月に新型コロナウイルスの影響はあったものの入館者数は、目標50万人を上回る53万2千人となりました。

遠藤交通政策課長 続いて、5ページを御覧ください。報告第15号大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明します。

2の出資金ですが、総額は2億3,750万円、そのうち1億9,600万円を県が、残りの4,150万円をJR九州が出資しています。

3の事業内容については、平成13年度から15年度に実施した日豊本線大分佐伯間の高速化工事により取得した鉄道施設の管理と、その施設をJR九州に貸し付ける事業を行っています。

4の元年度決算の状況ですが、当期純利益は570万7千円で黒字となりました。

5の問題点及び懸案事項については、JR九州が平成28年10月に株式上場を行い、その影響で固定資産税の減免は無くなりましたが、管理費などの削減により、令和10年度に予定している会社の清算には特に問題ないと考えています。

今後も、3か月に1度開催される定例取締役会で報告を受けながら適切に指導監督を行っていきます。

続いて、資料の6ページをお開きください。大分航空ターミナル株式会社の経営状況等について報告します。

2の出資金ですが、資本金等の総額は4億9,500万円、そのうち28.8%に当たる1億4,250万円を県が出資しています。

3の事業内容は、大分空港の旅客・貨物ターミナルビルを利用する航空会社や旅客等に対する施設、設備、サービスの提供を主に行っています。

4元年度決算の状況ですが、昨年8月以降の国際線全便運休や本年3月には新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったものの、ラグビ

ーワールドカップ大分開催期間中の需要をしっかりと取り込んだことにより、損益計算書の下に下線を付して記載しているとおり、9,284万4千円の当期純利益を確保することができました。

このため、令和元年度は1株10円の配当を実施しています。県も、保有する株数に応じ、285万円の配当を受けたところです。

5の問題点及び懸案事項ですが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や航空需要の推移が見通せないことから、一層の財務基盤の強化を図る必要があります。

このことから、6の対策及び処理状況ですが、新型コロナウイルス感染防止対策を継続して実施することで安心して空港を利用できる環境を整えるとともに、国や県が実施する誘客促進事業と歩調を合わせて空港利用者の利便性や満足度の向上に引き続き努めていきます。

柳井芸術文化スポーツ振興課長 資料の7ページをお願いします。株式会社大分フットボールクラブの経営状況について報告します。

まず初めに、議員の皆さまには、大分トリニータを支援する議員連盟を組織し、シーズンパスの購入や後援会入会など、長きにわたり御支援いただき、心からお礼を申し上げます。

それでは、概要の説明です。2の県出資金ですが1千万円で、県の出資比率は12.4%となっています。

次に、3の事業内容ですが、大分トリニータの経営を中心に、スポーツ選手の養成、指導やスポーツ教室の開催などを通じ、県民や地域に対するスポーツ普及活動を行い、選手層、ファン層の拡大に努めています。

次に、4の令和元年度決算状況ですが、左の損益計算書の下線部にあるとおり、1億3,227万円の当期純利益を計上しています。10期連続の黒字となりました。

次に、5の問題点及び懸案事項ですが、一つ目は、収入の確保や経費削減に努め、経営体制の強化を図ることです。

二つ目として、新型コロナウイルスの影響で公式戦が約4か月間中断となり、再開後も入場

制限が行われ、チケット収入の確保に大きな影響が生じていることです。

これに対する6対策及び処理状況ですが、一つ目として、平成21年度の経営危機以降、経営体制の刷新、新たなスポンサーの獲得など徹底した合理化に努めており、また令和元年度はJ1で好成績を残したこともあり、黒字を達成しました。

二つ目として、現在は感染症対策を徹底し、段階的に観客・入場者数の上限を増やし試合を開催しています。また、クラウドファンディングによる段ボールサポーターの募集や、選手によるスポンサー企業訪問など、新たな取組にも挑戦しています。

遠藤交通政策課長 続いて、8ページをお開きください。株式会社別府交通センターについて説明します。

2の出資金ですが、総額は1億8千万円で、そのうち21.7%に当たる3,900万円を県が出資しています。

3の事業内容については、県民をはじめ観光客の利便性や安全性の向上などを図るため、主に別府国際観光港前のバスターミナルの運営・管理業務や、土産品等の販売、食堂の経営などの事業を実施しています。

4の元年度決算状況ですが、当期純利益は694万2千円で、平成10年度から22年連続の黒字となっています。

5の問題点及び懸案事項は、新型コロナウイルスの影響による来客者数の減少ですが、これについては、6の対策及び処理状況に記載しているとおり、今後の観光需要の状況を見極めながら、誘客促進や販売商品の充実など営業の強化に取り組めます。

続いて、9ページを御覧ください。一般財団法人大分県自動車会議所について御説明します。

2の出資金ですが、総額は245万円、そのうち50万円を県が出資しています。

3の事業内容については、交通会館の経営及び維持を主に行っており、その他、交通安全事業の促進及び協力や自動車に関する調査研究及び普及宣伝、事業者間の連絡協調、意見の公表

及び関係諸官庁への要請活動などを行っています。

4の元年度決算の状況ですが、当期純利益は228万2千円の黒字となっています。

5の問題点及び懸案事項については、特にありませんが、平成24年度に大分県交通会館の設備改修を実施しており、今後も会館の維持及び適正な運営を行います。

三浦委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

羽野委員 県立芸術文化短期大学のアートマネジメントプログラムの修了生が出たと。その後、行き先はどうなっていますか。

工藤政策企画課長 個別に調べていますので、それぞれありますが、県外も含めると音楽ホールの管理運営をする会社やプロダクション、そういったところに98%が就職できており、就職を希望する方はほぼそういうところに入っています。

その先に進学する方もいるので、例えば芸短大の中にある、さらに2年間の専攻科への進学や、それから通常の4年制大学へ編入した生徒も半分程度いる状況です。

嶋委員 別府交通センターについて、別府港の再編整備計画が少しずつ進んでいます。四国と大阪にターミナルが分かれているのを一元化したり、バスとタクシーの乗り場を集約したりという計画が出ており、別府交通センターの建物も老朽化していますが、今後の再編整備の中の役割はどのように考えていますか。

遠藤交通政策課長 別府港については、委員御指摘のとおり、今後再編を進めていこうと思っています。ターミナルを集約するとともに、ロータリー機能を設け、バス停も一元化することを考えています。

別府交通センターを再編後どうするかについては、現在、大分交通とその位置付けを協議しているところです。まずは今、港の工事を進めており、令和6年以降ぐらいにPFIを活用したにぎわい施設の整備を行うので、それまでの間にしっかり今後どうしていくか検討していきたいと思っています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、最後のJR久大本線の復旧について説明をお願いします。

遠藤交通政策課長 資料の10ページをお開きください。JR久大本線の復旧について説明します。

まずは、令和2年7月豪雨における久大本線の主な被災箇所ですが、左上の写真を御覧ください。

こちらは、豊後中村駅と野矢駅の間に位置する第二野上川橋梁ですが、河川の増水に伴い流失しています。全長は約40メートルあり、橋脚部分から折れ、線路敷も寸断された状態です。

そのほかにも、真ん中の写真の水分トンネルへの土砂の流入や、右上の写真の南由布一湯平間の築堤崩壊などを含め、被災箇所は全線で145か所となっています。

現在の復旧の状況ですが、資料の中段下の普通列車運行計画を御覧ください。日田ー豊後森間、庄内ー大分間においては既に運行が再開されていますが、豊後森ー庄内間の運休区間においては代行バスが運行しています。

運休区間のうち、由布院ー庄内間については今年度中の運行再開が予定されていますが、豊後森ー由布院間については、いまだ運行再開のめどは立っていません。

JR久大本線は、沿線住民の通勤、通学、通院、買物等の日常生活の維持に必要不可欠な路線であり、また、特急ゆふいんの森が運行する観光面でも非常に重要な路線でもあるため、8月7日に知事と沿線の市町長との連名で、早急な復旧と代替交通手段の確保について要望を行いました。

引き続き、JR九州に対して、沿線住民のためにも一日も早い復旧が果たされるよう、県としても働きかけを強めていきたいと思っております。

三浦委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

羽野委員 JR九州の考えみたいなのを何か披露されましたか。

遠藤交通政策課長 現在、久大本線全体の被害状況または復旧費用等を含め、調査中という状況がまだ続いていますので、どのような方針にしていくかはこれからになりますが、引き続き情報共有を密にしながら、一日も早い復旧を成し遂げていきたいと思っております。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 今、商工観光労働部で、正に坐来の審議中ですが、管轄するのは東京事務所なので、東京事務所の移転先が先に来るべきではないかなど。当然、坐来の必要性も我々は認識していますが、今まで東京事務所と坐来は同じ建物内にあり、相乗効果でこれだけの効果が現れてきていると私自身思っています。そういった中、先に坐来の議案が上がってきて、東京事務所の移転先が全く見えてきていない状況です。

コロナの関係での移住・定住や企業誘致も、中央省庁との情報収集を含め、また、大分県のPRを含めて、東京事務所の果たす役割はとても大きいと思いますが、部長、現状の東京事務所の移転先とかをお聞かせください。

高屋企画振興部長 候補地をいくつか当たっており、候補地の選び方は、今、委員長が言われたように、例えば自治体間の情報共有がしやすいとか、そういうことが大事です。坐来との近さもあるでしょうが、自治体間とか霞が関とか、そこら辺の情報収集をしやすいところ。それと、費用的に今より安いところという条件で探しています。

今、数か所探していますが、まだ候補地を絞っていません。もう少したてば報告できるかと思っております。

三浦委員長 というと、第4回定例会ぐらいになるかと思いますが、今回の坐来の件は我々自民党会派とすれば、いろんな議論をしている中で、東京事務所という最前線基地の移転先が決まらぬ中、坐来が先に行くと。また、今こうい

う状況で飲食店は正に厳しい状況だと思いますが、そういった中での在り方について庁舎内でどういう議論がなされているのか。そんな情報共有が必要ではないかなと感じますが、その辺の商工観光労働部との認識、情報共有はどうなんでしょうか。

高屋企画振興部長 坐来の候補地については、当部も入り、知事も含めた委員会を作っており、十分情報共有はしています。

ビルが壊されるということで有楽町に近いところで急ぎ探しました。商工観光労働部もそういう条件の中で、最適で今より寄りつきが良く、大分県の露出ができるということで、今の候補地に落ち着きつつあります。そこが費用的に見てもいいかと思えますし、東京事務所もそれをにらみながら、本当は同じビルにあるのがいいでしょうが、なかなかスペース的にもそういうわけにもいかない。そうすると今度は行政としての情報収集とか、そういう機能を有した場所が一番いいかと思い、費用面を見て調査しています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れさまでした。

執行部が入れ替わりますので、委員の皆さまはしばらくお待ちください。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

三浦委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

初めに、商工観光労働企業委員会から合議議のあった第89号議案大分県産業振興条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 初めに、本日審査をお願いしている案件の主なものについて概括的に説明申し上げます。

本日の委員会では、合議案件1件、付託案件9件について審査をお願いしています。

このうち、第4号報告、第5号報告、第80

号議案の補正予算第4号から第6号は、7月豪雨災害に係る復旧支援や新型コロナウイルス感染症への対策等に必要な経費を計上するものです。

第83号議案大分県税条例の一部改正については、法人県民税法人税割に係る超過課税について、引き続き、産業の活性化、交通ネットワークの整備等を図るため、財政上必要であることから、その適用期間の延長等を行うものです。

また、諸般の報告として、公社等外郭団体の経営状況等について全体的な概要を御説明し、そのうち総務部が所管する公益財団法人大分県自治人材育成センターについて報告します。その他、大分県行財政改革アクションプランの取組結果について、損害賠償の額の決定について、大分県森林環境税報告書について説明します。

各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願います。

山口税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の1ページをお開き願います。議案書は35ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にあるとおり、本議案は地域経済牽引事業促進法の一部改正に伴い、商工観光労働部所管の大分県産業振興条例と、総務部所管の大分県税特別措置条例の規定の整備を行うものです。

2の改正内容ですが、同法の条ずれに伴い、それぞれの条例における条文引用箇所を下の新旧対照表のとおり改正します。

3の施行期日については、改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、令和2年度大分県一般会計補正予算関連の第4号報告、第5号報告及び第80号議案のうち、本委員会関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

高木財政課長 それでは、第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）の全般的事項と歳入について説明します。

なお、説明は、予算説明書と別途お配りしている総務企画委員会資料を使って行います。

総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

冒頭にあるとおり、この補正予算は、7月豪雨災害からの復旧・復興を進めるため、被災者の生活再建や農林水産業への支援、道路・河川等の復旧に向けた調査など、早急に取り組む必要があるものについて、7月28日付けで専決処分を行ったものです。

補正額は、1補正概要にあるとおり10億3千万円の追加であり、累計の予算額は7,043億210万4千円となります。

次に、歳入について説明します。

令和2年度補正予算に関する説明書（補正第4号専決）で説明します。

2ページをお開き願います。補正したのは、上から二つ目の国庫支出金1億3千万円、その三つ下の繰入金8億3,333万4千円、同じくその三つ下の県債6,666万6千円を合わせた10億3千万円です。

その主な内訳について説明します。5ページをお開きください。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金は1億3千万円の増額です。

これは、第5目農林水産業費国庫補助金のうち、農林水産業施設等復旧支援事業費補助金について、被災した生産者が行う土砂撤去等の緊急対策や生産施設の復旧等に要する経費に対し

充当するものです。

7ページをお願いします。第12款繰入金第2項基金繰入金は8億3,333万4千円の増額です。このうち、第1目財政調整基金繰入金7億8,333万4千円は、道路や河川などの被災箇所の応急復旧等に要する経費の財源として繰り入れるほか、第15目産業廃棄物税基金繰入金5千万円は、県管理海岸等に滞留した流木等の回収・処分に要する経費の財源として繰り入れるものです。

9ページをお願いします。第15款第1項県債第2目福祉生活債6,666万6千円の増額は、被災者の生活再建を支援する災害援護資金貸付金の原資として、国から借り入れるものです。

以上が歳入です。

なお、この補正予算に総務部関係の歳出はありません。

次に、第5号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第5号）の全般的事項と歳入について説明します。

総務企画委員会資料の6ページをお開きください。

1補正概要にあるとおり、この補正予算は、

(1) 令和2年豪雨災害復旧・復興対策のうち、商工業、観光への支援として、なりわい再建支援や観光誘客緊急対策について、また、(2) 新型コロナウイルス感染症対策のうち、感染拡大防止策と医療提供体制の整備として、特に緊急を要する医療機関の設備整備や病床確保等について、8月27日付けで専決処分を行ったものです。補正額は144億4,183万8千円の追加です。

次に、歳入について説明します。

令和2年度補正予算に関する説明書（補正第5号専決）で説明します。

1ページをお開き願います。補正したのは、地方交付税11億3,753万4千円と、次の2ページになりますが、上から二つ目の国庫支出金132億2,443万3千円、その二つ下の寄附金882万5千円、同じくその二つ下の繰越金7,104万6千円を合わせた144億

4, 183万8千円です。

その主な内訳について説明します。5ページをお開きください。

第5款第1項地方交付税11億3,753万4千円の増額は、被災した中小企業等の施設や設備の復旧等に要する経費に対し助成するなりわい再建支援事業における県負担分の一部について、特別交付税が措置されるものです。

7ページをお願いします。第9款国庫支出金第2項国庫補助金は132億2,443万3千円の増額です。このうち、第3目保健環境費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金94億701万5千円は、コロナ感染症患者を受け入れる重点医療機関や、感染の疑いがある救急患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関を支援する経費等に対し充当するものです。

また、第6目商工費国庫補助金では、さきほどのなりわい再建支援事業費補助金23億9,474万2千円のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金14億2,267万6千円を、被災地域や風評被害を受けた県内の観光関連産業を支援する経費等に充てます。

11ページをお願いします。第13款第1項繰越金7,104万6千円の増額は、令和元年度の決算剰余金の一部を、なりわい再建支援事業における県負担分のうち、地方交付税が措置されない部分に充当するものです。

以上が歳入です。

なお、この補正予算に総務部関係の歳出はありません。

次に、第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算(第6号)の歳入全般と総務部関係の歳出について説明します。

総務企画委員会資料の6ページをお願いします。

さきほどと同様、1補正概要にあるとおり、今回の補正予算案は、(1)令和2年豪雨災害復旧・復興対策のうち、道路や河川など社会インフラ等の復旧について、また、(2)新型コロナウイルス感染症対策のうち、生活の維持や事業・雇用の継続、社会経済の再活性化等につ

いて必要となる経費を計上するとともに、

(3)その他ですが、健全な財政運営を確保するため、令和元年度決算剰余金を財政調整用基金等に積み立てるものです。

補正額は566億8,035万1千円の追加であり、累計の予算額は7,754億2,429万3千円となります。

次に、歳入について説明します。

令和2年度補正予算に関する説明書(補正第6号)で説明します。

2ページをお開き願います。今回補正するのは、上から二つ目の国庫支出金227億3,237万6千円、その三つ下の繰入金667万4千円、その下の繰越金31億230万1千円、その下の諸収入257億2千万円及び県債51億1,900万円を合わせた566億8,035万1千円となります。

その主な内訳について説明します。5ページをお開きください。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金は227億3,237万6千円の増額となっています。主なものとしては、まず、上段にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、第1目総務費国庫補助金から8ページ中ほどの第9目教育費国庫補助金にわたり、歳出の款ごとにそれぞれ計上しており、総額で75億6,523万6千円の増額となっています。

また、5ページに戻りますが、第2目福祉生活費国庫補助金のうち、生活福祉資金貸付事業費補助金23億円は、生活福祉資金の貸付けを実施する県社会福祉協議会に対する貸付原資の助成に充当するものです。

8ページをお願いします。第10目災害復旧費国庫補助金のうち、耕地災害復旧事業費補助金30億2,644万8千円及び土木災害復旧事業費補助金73億8,186万5千円は、それぞれ農地・農業用施設や道路・河川等の復旧に要する経費に充てるものです。

13ページをお願いします。第13款第1項繰越金31億230万1千円の増額については、令和元年度の決算剰余金です。

15ページをお願いします。第14款諸収入

第3項貸付金元利収入250億円は、新型コロナウイルス感染症対応として、県制度資金の新規融資枠の拡大に必要な貸付原資を預託する財源として充当するものです。

17ページをお願いします。第15款第1項県債51億1,900万円の増額は、災害復旧や災害関連事業に要する経費に充てるものです。

次に、総務部関係の歳出について説明します。

57ページをお開き願います。第13款第1項積立金は、条例に基づき、令和元年度決算剰余金の3分の1である10億5,781万6千円を、財政調整基金及び減債基金にそれぞれ積み立てるほか、今後の県有施設の計画的保全に備え、県有施設整備等基金に5億5,959万6千円を積み立てるものです。

渡辺人事課長 続いて、人事課関係の歳出について説明します。

19ページをお開き願います。第2款第1項総務管理費です。

県職員の働き方改革推進事業費1億5,969万7千円は、県職員の働き方改革の推進及び感染症対応の強化を図るため、在宅勤務専用端末の調達及び利用登録ライセンスの増設を行うものです。

次に、大分県庁安全・安心確保事業費3,275万9千円は、新型コロナウイルス感染症対策として、来訪者が多い地方機関庁舎のトイレ等共用設備を、非接触型に改修するものです。

山口税務課長 21ページをお開きください。第2款第3項第2目賦課徴収費についてです。

事業名欄にある県税システム改修事業費は1億113万7千円の増額です。

これは、電気供給業に係る法人事業税の課税方式が見直されたことに伴い、県税の基幹システムを改修するものです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

それでは、まず、第4号報告について、本報

告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定しました。

次に、第5号報告について、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定しました。

次に、第80号議案について、さきほど審査した企画振興部関係とあわせ採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第82号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

岩尾行政企画課長 第82号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について説明します。

議案書は26ページですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の12ページをお開きください。

1改正内容については、四角囲みにあるとおり、県が独自にマイナンバーを利用するためには、当該事務を条例に規定する必要がある、今回の改正では、いわゆるマイナンバー条例の別表に高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務を追加したいというものです。

続いて、2改正理由ですが、高等学校専攻科修学支援金制度については、既に令和2年度に創設されていますが、国の機関である個人情報保護委員会の決定に基づき、令和3年度から当該支援金の申請及び審査手続にマイナンバーの利用を可能とするためです。

下の改正後の手続のイメージにあるとおり、申請者の課税情報がマイナンバーで確認できるようになるため、申請時の課税証明書の添付が不要となり、申請者の負担軽減が図られることとなります。

3 施行期日は、公布の日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浦野委員 こちらの手続ですが、マイナンバーを書いておけば、他は課税関係の証明書類はいらないという理解でいいですか。

岩尾行政企画課長 所得に関する書類がいらないということです。

浦野委員 分かりました。マイナンバーを書いて、さらに、例えば確定申告だったらマイナンバーの身元確認書類とか添付しないといけないとかあるので、そういうのはないということでしょうか。

岩尾行政企画課長 そちらのイメージ図にあるとおり、申請に必要な書類としては、申請書と届出書になります。

浦野委員 分かりました。ありがとうございます。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会及び文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第83号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 総務企画委員会説明資料の13ページをお開き願います。議案書は27ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由ですが、法人県民税法人税割に係る超過課税については、令和3年3月31日までに終了する事業年度まで適用することとなっています。引き続き、産業の活性化や交通ネットワークの整備、教育・人づくりの充実を図るため、財政上必要であることから、その適用期間の延長等を行うものです。

2の改正内容についてですが、まず点囲みの部分を御覧ください。現行の制度では、法人県民税法人税割の標準税率が1.0%のところ、本県では0.8%の超過分を加えた1.8%の税率で超過課税を実施しています。ただし、中小法人等については、税負担の軽減に配慮し、超過税率を適用しません。年間税収額は、令和元年度決算額で5.2億円、対象法人数は2,791法人となっています。

今回の改正では、(1)にあるとおり、この超過課税に係る現行の制度は維持したまま、その適用期間を令和3年3月末から令和8年3月末まで5年間延長します。

(2)のその他規定の整備については、①の国税における連結納税制度が廃止されることに伴い、超過課税に係る規定から当該制度に基づく規定を削除するものと、②の引用する法律の項ずれに伴い、規定を整備するものです。

3の施行期日については、原則、公布の日としています。ただし、その他規定の整備については記載のと通りの施行日となります。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第84号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について及び第85号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正についてですが、関連があるのであわせて審査を行います。

また、両案はそれぞれ関係する農林水産委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

渡辺人事課長 第84号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について説明します。

議案書は29ページですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の14ページをお開き願います。

まず、1の改正理由ですが、漁業法の一部改正により、海区漁業調整委員の公選制が廃止され、知事の任命による方法に変更になります。これに伴い、地方自治法施行令第173条が改正されることから所要の改正を行うものです。

次に、2の改正内容についてです。地方自治法施行令第173条の改正に伴い、海区漁業調整委員の賠償の限度額の算定基準となる係数が現行の4から2に変更となったことから改正を行うものです。

最後に、3施行期日については、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行日である令和2年12月1日から施行したいというものです。

淵野市町村振興課長 第85号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について説明します。

議案書は30ページですが、総務企画委員会資料の15ページで説明します。

一番上の枠囲みの中の条例の概要を御覧ください。本条例は、住民基本台帳法で定めるところとされている住所、氏名、生年月日、性別等の本人確認情報について、提供可能な事務の範囲やその方法を定めた条例です。

次に、1法令改正に伴う規定の整備ですが、漁業法及び漁業法施行令の改正に伴い、今回、本条例の規定を整備するものです。

具体的には、(1)法令改正の概要に記載のとおり、県の行政委員会の一つである海区漁業調整委員会について、漁業者の代表である漁業者委員の選任方法が、近年の選挙実施率の低下等を踏まえ、公選制から知事が議会の同意を得て任命する仕組みに変更となります。

なお、改正漁業法の経過措置として、現在の委員の任期は来年3月末まで延長されており、今年度は選挙を実施しない取扱いとされています。

次に、(2)条例改正の概要ですが、知事が保有している本人確認情報を知事以外の県の執行機関に対し提供できる対象事務には、住民基本台帳法で定められた①法定提供事務と、本条例で定めることとされている②独自提供事務の2種類があります。

今回、②独自提供事務のうち、求めがあれば知事が県の選挙管理委員会に対し提供することとされている漁業法及び漁業法施行令に基づく漁業者委員の立候補の届出や告示等に関する事務について、公選制でなくなったため条例中の当該事務に関する規定を削るものです。

最後に、2施行期日ですが、本条例の公布の日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

まず、第84号議案について採決します。

なお、本案について、農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第85号議案について採決します。

なお、本案について、農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第86号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

洲野市町村振興課長 第86号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。

議案書は31ページですが、総務企画委員会資料の16ページで説明します。

一番上の枠囲みの中を御覧ください。本条例は、地方自治法の規定に基づき、県の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲等を定めた条例です。

このうち、今回は別表第2の大分市に移譲する事務について、政令改正に伴う移譲事務の削除を行うものです。

次に、1政令改正に伴う規定の整備ですが、今回、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の改正に伴い、(1)政令改正の概要に記載のとおり、外国の医薬品・医療機器・再生医療等製品製造業者が本社等の名称や住所等の変更を国に届け出る手続について、行政手続の効率化を図るため、県を経由せずに、直接、国に届け出る仕組みに変わりました。改正前と改正後の手続の流れについては、資料中段のフロー図を御覧ください。

次に、(2)条例改正の概要ですが、今回の政令改正に伴い、既に県から大分市に移譲されている届出書等を受理し、県に送付する事務自体が無くなるので、別表第2から削除するものです。

最後に、2の施行期日ですが、本条例の公布の日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

洲野委員 今の事務処理の特例に関する条例に

ついてですが、件数として大分県を経由する届出はどの程度あるんですか。

洲野市町村振興課長 今の事務は、私どもがこれまでの事務を確認する限り、事例はありません。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのこととです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に請願8消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 お手元の請願文書表の1ページを御覧ください。

本請願は、新型コロナウイルス感染症の影響等により景気が悪化する中で、国民の購買力を高める緊急経済対策として、消費税率を5%以下に引き下げる意見書を国に提出することを求めるものです。

新型コロナウイルス感染症の影響で日本経済は大きな打撃を受けており、国政の場でも、野党から消費税率引下げ法案が提出されるなど、議論がなされているところです。

政府としては、消費税は全世代型社会保障制度の構築に必要な財源であることから、新型コロナウイルス感染症の対策として、税率を引き下げる考えはないとしています。

また、政府は、年間の消費税率5%に相当する総額約12.6兆円の特別定額給付金や、事業者に対する持続化給付金などにより、国民の生活や雇用、事業を支える対策を講じているところですが、今後も国内外の感染状況や経済の動向、国民生活への影響などを注意深く見ながら、臨機応変に時期を逸することなく対応して

いくとしています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑などはありませんか。

嶋委員 コロナの影響で、企業等の業績は大幅に落ち込んでおり、今後も法人税や所得税の税収の増加は期待できない中、一方で給付金などのコロナ対策費に莫大な財政支出をしています。

そういう厳しい財政状況の中、消費税まで減税してしまうと税収不足に陥ってしまう。コロナ対策は引き続き必要ですし、国債依存度を余り高めてはいけません。御説明のあった政府の見解のとおりで、これは採択すべきではないと考えます。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより本請願の採択について採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手なし〕

三浦委員長 賛成なしですので、本請願は不採択すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

まず、①と②の公社等外郭団体の経営状況等について説明をお願いします。

岩尾行政企画課長 令和元年度公社等外郭団体の経営状況等について説明します。

総務企画委員会説明資料の17ページをお開きください。個々の団体については、それぞれ所管する部局から報告するので、私からは総括的に説明します。

1 地方自治法に基づく経営状況を説明する書類の議会提出については、対象が地方三公社及び地方独立行政法人のほか、県が資本金等の4分の1以上を出資する団体とされており、今議会では23団体の書類を提出しています。

また、県では、外郭団体の運営指導を徹底するため、2県「指導指針」に基づく経営状況等の点検評価等として、地方独立行政法人等を除

いて、全ての出資団体、県の人的・財政的関与が大きい団体の経営状況等を公表することとしており、今回、43団体について経営状況等調査及び経営状況報告概要書を議員の皆さまにお配りしています。

3 経営状況については、令和元年度の赤字団体数は11団体であり、平成30年度比で2団体の増となっています。赤字団体増加の理由としては、例えば、6期ぶりに赤字に転じた大分ブランドクリエイトなど、新型コロナウイルスの影響により売上げが落ち込んだ団体が多かったことが大きな要因であると考えています。

次に、18ページを御覧ください。4県の人的関与の状況については、7月1日現在の状況を整理しています。

(1) 県職員の派遣（業務援助）については、大分県自治人材育成センターに市町村職員の人材育成支援として派遣していた職員を引き上げたことにより、1減となっています。

また、(2) 県職員の役員就任については、大分フットボールクラブが1増、大分朝日放送及び大分県農業信用基金協会について、それぞれ1減となり、合計では団体数、職員数ともに1減となっています。

5 県の財政的関与の状況についてですが、(1) 委託料の支出については、表の3計欄に記載のとおり、総額54億8,109万3千円で、前年度に比べて17億9,596万3千円の増となっています。

また、(2) 補助金・交付金・負担金の支出については、表の3計欄に記載のとおり、総額20億9,821万1千円で、前年度に比べて1億5,494万6千円の増となっています。

なお、委託料、補助金等のそれぞれについて、5千万円以上の増減があった団体の状況については表に記載のとおりです。

なお、参考のため、各団体に対する県からの出資、人的・財政的関与の状況と直近決算の一覧を19ページ以降に掲載しています。

今後とも、公社等外郭団体の経営状況を正しく把握し、適切に運営指導を継続していきます。

渡辺人事課長 報第11号公益財団法人大分県

自治人材育成センターの経営状況について説明します。

議案書は76ページですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の21ページをお開き願います。

本団体は、県と市町村の職員研修を一元的に実施するために設立した団体で、平成26年度から新たな研修施設において研修を開始しています。

項目1の法人の代表である会長は、平成29年4月から臼杵市長が就任しています。また、県側からは、評議員に副知事、理事に総務部長、常務理事に総務部理事（派遣）、監事に人事課長が就任しており、常務理事を含め県職員6名を派遣しています。

項目2の県出資金は300万円で、出資比率は50%です。研修一元化に伴い市町村側と出資額が同額になるよう追加出資しています。

項目3の事業内容についてです。県と市町村職員が合同で実施する研修は、財団設立前は15講座であったものが、今年度は38講座となり、市町村職員との連携を進めています。

項目4の決算状況についてです。当財団は研修施設を保有していることから、資産の大半は研修施設やその付属設備となります。下線の当期正味財産増減額のマイナス3,312万4千円は、主に研修施設等の減価償却費計上によるものです。

本財団は、研修の実施以外に自主事業はなく、県負担金と大分県市町村振興協会補助金によって運営されます。県は、県職員研修実施に必要な財団運営費及び研修経費を負担します。

項目5の懸案事項についてです。財団発足から6年が経過し、経営状況等は順調に推移しており、今後は、研修一元化のメリットをいかし、研修内容の向上や県と市町村職員の連携・協力の促進をさらに進め、効率的な財団運営を図っていく必要があると考えています。

項目6の今後の対策ですが、平成27年度からフォローアップ調査を実施しており、研修効果の検証を行った上で、研修内容の改善を図っています。また、県職員と市町村職員の合同研

修の内容充実を図るとともに、県と市町村職員の人的ネットワーク形成に努めていきます。財団発足から6年が経過したことから、研修の実施状況等を踏まえ、組織体制の見直しも検討していきます。

三浦委員長 ただいまの報告について、質疑などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑もないようですので、次の③から⑤について説明をお願いします。

岩尾行政企画課長 昨年度までの行財政改革の計画である大分県行財政改革アクションプランの取組結果について報告します。

お手元の資料、大分県行財政改革アクションプランの取組結果を御覧ください。

1ページのアクションプランの概要を御覧ください。第2アクションプランのポイントにあるとおり、基本目標として、新長期総合計画を支える行財政基盤の強化、具体的には財政調整用基金残高324億円の確保等を掲げて、第3取組の柱にあげる1歳入の確保から5多様な主体との連携・協働の推進までの五つの柱に沿って取組を進めてきました。

次に、2ページ、取組結果の総括表を御覧ください。

表の左半分、1項目数について、計欄及び合計欄を御覧ください。プランの当初目標総数120項目のうち、3項目は未達成でしたが、プランに掲載していない新規の取組16項目を含めると全体で133項目を達成し、達成率は110.8%となっています。

次に、表の右半分、2効果額について、合計欄を御覧ください。当初目標総額78億4千万円に対して、新規取組による上乗せや事務事業の見直し、県有財産の利活用が進んだことなどにより、実績は131億8千万円、達成率は168.1%となっています。

次に、3ページでは、プラン期間中の主な取組をまとめています。そのうち代表的な七つの取組事例を紹介します。

まずは4ページを御覧ください。一つ目の施設の廃止・指定管理者制度の導入では、社会教

育総合センターや総合体育館を廃止するとともに、別府港北浜ヨットハーバー、新設の動物愛護センター多目的広場・ドッグラン、県立武道スポーツセンターに指定管理者制度を導入しました。

二つ目の県有財産の売却・有効活用では、旧別府警察署等の未利用財産の売却や未利用地の貸付け等により約27億円の効果を上げるとともに、三つ目のネーミングライツの導入拡大では、別府港北浜ヨットハーバー等に新たにネーミングライツを導入しました。

5ページを御覧ください。四つ目の施設整備への民間活力導入では、職員宿舎移転整備におけるPPPの導入、五つ目の県税事務所の再編では、佐伯・豊後大野の両県事務所の廃止等に取り組みました。

六つ目のICTの活用による業務の効率化と県民の利便性の向上では、タブレット端末を活用したモバイルワークの導入、七つ目の権限移譲の実現では、パスポートの申請・交付手続の市町村への権限移譲に取り組みました。

次に、6ページ、未達成項目の今後の方針を御覧ください。

取組項目の1中小企業設備導入資金特別会計の廃止については、資金の償還にあわせて令和元年度を目途に特別会計を廃止する予定でしたが、小規模事業者の持続的発展を目的として、平成30年度に新たな基金を造成したため、基金の期限である令和10年度まで特別会計を継続することとしました。

次に、2県管理ダムの小水力発電の導入については、放流水による小水力発電を平成30年度から導入する予定でしたが、入札手続に不測の日数を要したため、運用開始がずれ込み、令和2年度末に発電開始となる予定です。

続いて、3土地改良財産の市町村への譲与については、未利用財産264種目中136種目の譲与を完了しましたが、所有権の移転や抵当権の抹消登記の未了といった事情により、譲与協議が整っていない事案が残っています。今後とも速やかな譲与に向け、市町村との協議を継続していきたいと考えています。

最後に、7ページ、アクションプランの基本目標である財政調整用基金残高と県債残高の推移を御覧ください。

いずれも令和元年度決算ですが、基金残高については、左のグラフにあるように、目標額を27億円上回る351億円となっています。

県債残高については、右のグラフにあるように、国の防災・減災、国土強靱化の事業等を積極的に受け入れ、災害に強い県土づくりを推進したことにより、総額が7年ぶりに増加し、目標額に対し116億円多い1兆421億円となっています。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や7月豪雨災害からの復旧・復興などにより、一時的に財政調整用基金の減少や県債残高の増加を招くことになるかもしれませんが、節約の徹底や歳出の不断の見直し等により、中長期的に安定した財政運営を行うことができるよう、しっかり取り組んでいきます。

渡辺人事課長 報第8号損害賠償の額の決定について説明します。

議案書は72ページですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の22ページをお開き願います。

平成30年6月の大阪地震でブロック塀が崩壊し女児が死亡した事故を受け、県では県有施設のブロック塀の緊急点検を行い、危険性が高いと判断した場合は撤去し、安全なフェンスに換える工事を実施しました。

その工事において、令和元年7月17日、大分県職員住宅の一つである別府独身・単身者住宅に隣接する土地に築造されていたコンクリートブロック塀について、所有者の確認が不十分であったため大分県のもとの誤認し、高さが2.5メートルあることから災害時に倒壊する危険性があると判断し、解体の上、撤去したものです。

大分県のもとの誤認した理由については、建築から50年以上がたつブロック塀で、職員住宅の敷地の形状に沿って建てられており、このブロック塀一面に生えていたつたの葉を日頃から職員住宅入居者が切りそろえたりしていたこ

とから、職員住宅のブロック塀であると思込んでしまっていたものです。

解体による損害について、所有者は損害保険契約を損害保険ジャパン株式会社と締結しており、所有者に保険金が支払われました。このため、大分県に対する損害賠償請求権は保険会社へ移転したため、県と保険会社の間で協議を行ってきました。

その結果、8月20日に知事の専決処分により、118万7,780円を賠償額とすることを決定し、同月27日に保険会社へ支払を行いました。

あわせて、今回、県の誤認によりブロック塀を撤去したことから、慰謝料と所有者の代理人の弁護士費用として100万円を賠償額とすることを8月20日に専決処分により決定し、同月27日に支払を行ったことを報告するものです。

今後二度とこのようなことが起こらないように、再発防止策として、敷地の境界や所有者の確認等の基本事項の確認を徹底するとともに、県有財産に係る調査等においては、所有者が県である確認がとれているかどうかをあらかじめ項目に盛り込むこと、施設主管課である人事課が保管していた職員住宅の設計図面を施設管理者である別府土木事務所や各振興局にも常備すること、関係所属によるダブルチェックにより、工事設計段階で所有者が確定できていることを再度確認することを徹底していきます。

山口税務課長 お手元の総務企画委員会資料の23ページをお開きください。大分県森林環境税報告書～第3期の検証と今後のあり方～について御説明します。報告書は別添でお配りしていますが、こちらの概要で説明します。

平成18年度から導入している大分県森林環境税は、5年を1期としており、今年度は平成28年度からスタートした第3期の最終年度にあたることから、有識者等で構成する大分県森林（もり）づくり委員会において、事業の成果と今後の在り方について議論が行われました。

その議論の結果が大分県森林環境税報告書としてまとめられましたので、その内容について

説明します。

まず、1（2）の税収の状況ですが、第3期の5年間で約16億7千万円の税収が見込まれています。単年度の税収は3億3千万円前後で推移しており、毎年安定した額の税収があることから、報告書では使途事業に計画的に取り組める財源であると整理されています。

次に、2の第3期大分県森林環境税活用事業の検証についてですが、（1）にあるとおり、平成28年度から令和元年度までの4年間の合計で約12億円の事業を実施しています。

事業は、Ⅰ県民生活と自然環境を守る森林づくり、Ⅱ森林資源の循環利用による地域活性化、Ⅲ森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組を三つの柱として実施していますが、報告書では森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に向けて、幅広い事業が展開されたとの評価がされています。

次に、（2）の県森林環境税に対する県民の意識ですが、昨年度実施したアンケート調査の結果では、税の継続について、個人は87%、法人は77%と、多数の賛成意見をいただいています。

一方で、3にあるとおり、本県の森林・林業を取り巻く現状を見ると、災害に強い森林づくりの推進や鳥獣被害対策の推進、森林資源の需要拡大、森林環境教育の推進など、県として取り組むべき課題がまだまだ多くあると整理されています。

こうした状況を踏まえ、4の第4期大分県森林環境税のあり方については、（1）のとおり、今後も現行制度のまま県森林環境税を継続し、森林づくりの課題解決に向けた取組を引き続き実施していくことが望ましいと結論づけられています。

そして、（2）の第4期の取組については、大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へを大テーマとし、取組の三つの柱として、Ⅰ県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり、Ⅱ森林資源の循環利用による地域活性化、Ⅲ森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組に重点的に取り組むことが望ましいと整理されています。

県としては、この報告書の内容を踏まえ、今後パブリックコメントを通じて広く県民の皆さんの御意見をお聴きした上で、県森林環境税を継続する場合には、議案として議会にお諮りしたいと考えています。

三浦委員長 ただいまの報告について、質疑などはありますか。

嶋委員 行革のアクションプランですが、ネーミングライツは大変結構です。お金を出していただくということでありがたいことですが、施設の呼称は、施設によって工夫が必要だと思います。

これは港湾課に言うべきですが、別府の北浜ヨットハーバーは中心市街地に非常に近い、全国でも例のないヨットハーバーです。富城ヨットハーバーはどこかいということになるので、やはり別府マリーナ富城とか、別府を冠に付けて初めて意味があるので、ぜひその辺は御理解いただき、港湾課にもまた私も申し上げますが、よろしく願います。

三浦委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないようですので、これを持ちまして、総務部関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行いますので、そのままお待ちください。

〔総務部退室〕

三浦委員長 それでは、内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、所定の手続を

取ることにします。

次に、県外所管事務調査と参考人招致についてです。

県外所管事務調査については、これまで保留としていたところですが、他県の状況を調べたところ、今シーズンは取りやめとしたところや検討中、また受入れは今後の状況を見てといったところが多いようです。

そこで、県内の先進的な取組について、日帰り若しくは1泊2日程度で検討してはどうかと考えています。状況によっては、今日も出ましたが福岡のd o t.なども日帰りで行程に加えるといったことも考えられますが、皆さんいかがでしょうか。

〔「委員長に一任」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは、御一任いただいたということで、副委員長と協議の上、皆さんに御連絡します。

時期的には、11月中旬から来年1月中旬までを目途に検討したいと思います。もし調査地の希望がありましたら、事務局にお知らせください。

また、参考人招致についても、御意見があれば願います。もしなければ、そちらもあわせて検討したいと思います。

この際、ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないようですので、これを持ちまして、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。